

【プログラムの概要3】 いじめ予防等の学習プログラムの例

特別の教科 道徳  
小学校第 5 学年

主題名：いじめについて考える(公正・公平・社会正義)  
教材名：「いじめをなくすために」「お話の前に」

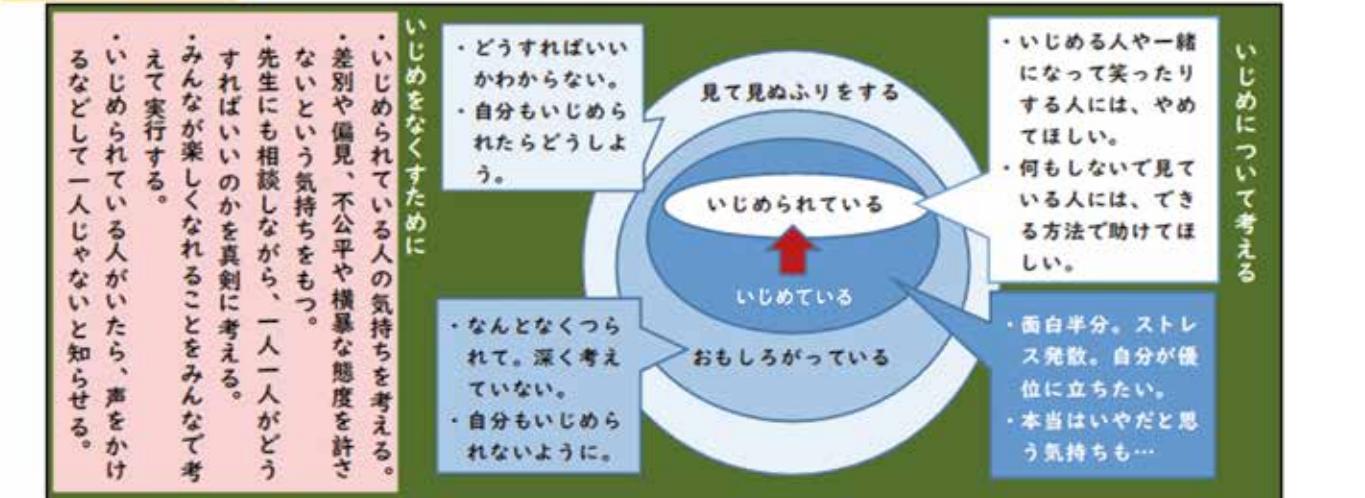
■ねらい  
いじめをめぐるそれぞれの思いを想像し、いじめをなくすために大切なことを考えることを通して、公平な態度で接し、集団における正義を実現していくとする態度を育てる。

■いじめの問題に関する指導の観点  
いじめの四層構造（被害者、加害者、観衆、傍観者）を示し、多面的・多角的な視点でいじめをなくすためのアプローチについて考えさせる。

学習指導過程

	学習活動と主な発問	指導上の留意点
導入	1. コラム「お話の前に」を読んで、自分がAさん、または、Cさんならどうするか考え、グループで意見交換する。  いじめについて考える	・差別や偏見、不公平な態度がいじめにつながることに気付かせ、いじめについて自分事として考えることを学習課題として提示する。
展開	2. 教材を読んで話し合う。  ○宮本亜門さんのメッセージを読んで、最も心に残ったことは、どんなことですか。どうしてそれが心に残ったのですか。  ○増田明美さんのメッセージを読んで、最も心に残ったことは、どんなことですか。どうしてそれが心に残ったのですか。  ○いじめられている、いじめている、おもしろがっている、見て見ぬふりをするそれぞれの立場の気持ちは、どのようなものなのでしょうか。	・二つのメッセージそれぞれについて、グループで意見交換させる。友達の意見を聞いて思ったことを全体の場で発表させる。  ・二つのメッセージには、いじめのそれぞれの立場が描かれていることを、いじめの四層構造を示して確認する。  ・それぞれの立場の思いを想像し、個人でワークシートに書いてから、グループで意見交換し、全体の場で発表させる。
終末	3. それぞれの気持ちを踏まえて、いじめをなくすためにはどんなことが大切だと思うか、どんなことをすればよいと思うか話し合ってみましょう。	・それぞれの立場へのアプローチをイメージさせるようにして考えさせる。  ・グループでの意見交換の後、全体の場で発表させる。

板書



【プログラムの概要4】 子どもの様子で気をつけたいポイント

いじめられている子の変化

- 欠席や遅刻が多くなる(部活動を休むことが増える)
- 表情が暗い、元気がない
- 友だちにいじられても愛想笑いをする
- 以前に比べ、一人でいるときが多い
- 成績が下がる
- クラスの役割を請け負うことが多い
- 生活ノート、クラス日誌の内容など
- 頻繁に保健室を訪れる

学校

- 【朝】朝になると、体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる
- 【1日を通して】よくため息をつく、元気がない、霸気がない
- パソコンや携帯電話(スマホ)をやたらと気にしている
- 部屋にこもりがちで、家族と話そうとしない
- イライラしたり、おどおどしたり、落ち着かない

家庭

- いつもより表情が暗い、さえない、元気がない、霸気がない、おどおどしている
- 登校中にあいさつや声かけをしても返事がこなくなった
- 以前はよく話しかけてきたのに、(ほとんど)話しかけてこなくなった
- 服が汚れていたり、破れていたりする
- 一人対一人(複数)で、言い合ったりたき合ったりしている
- スーパーやコンビニで、ジュースやお菓子などをおごらされている

地域

- いつもより表情が暗い、さえない、元気がない、霸気がない、おどおどしている
- 登校中にあいさつや声かけをしても返事がこなくなった
- 以前はよく話しかけてきたのに、(ほとんど)話しかけてこなくなった
- 服が汚れていたり、破れていたりする
- 一人対一人(複数)で、言い合ったりたき合ったりしている
- スーパーやコンビニで、ジュースやお菓子などをおごらされている

いじめている子の変化

- 暴力的な言動や友だちを中傷する言動がある
- お金の使い方が派手になる
- 普段持っていない物を持っている。与えたお金以上の物をもっている
- 時間にルーズになる
- 言うことを聞かなくなる

(上記は主なことを抜き出しています。詳細は本プログラムをご覧ください)。  
保護者や地域の方は、子どもの様子を見て、変だなと思ったら、学校の一言話しやすいと思う先生に相談しましょう。

【学校以外の機関】

いじめ問題やその他の子どものSOS全般について 「24時間子供SOSダイヤル」	0120-0-78310 なやみ言おう
子どもに気になる変化がある	心の教育センター ※建替工事による移転のため、令和2年8月に電話番号が変更になります
	088-866-0900
	中央児童相談所
	088-821-6700
	幡多児童相談所
	0880-37-3159
子どもに気になる行動がある	療育福祉センター
	088-844-1247
ネットについての悩み・非行問題・犯罪など	少年サポートセンター「ヤングテレフォン」
	088-822-0809
法に関すること	各警察署
	最寄りの警察署
人権問題に関すること	高知弁護士会
	088-872-0324
非行や子ども同士のトラブルなど	高知地方法務局「子どもの人権110番」
	0120-007-110
思春期の性	市町村少年補導育成センター等
	各市町村
	高知県思春期相談センター(PRINK)
	088-873-0022

「高知家」  
高知家

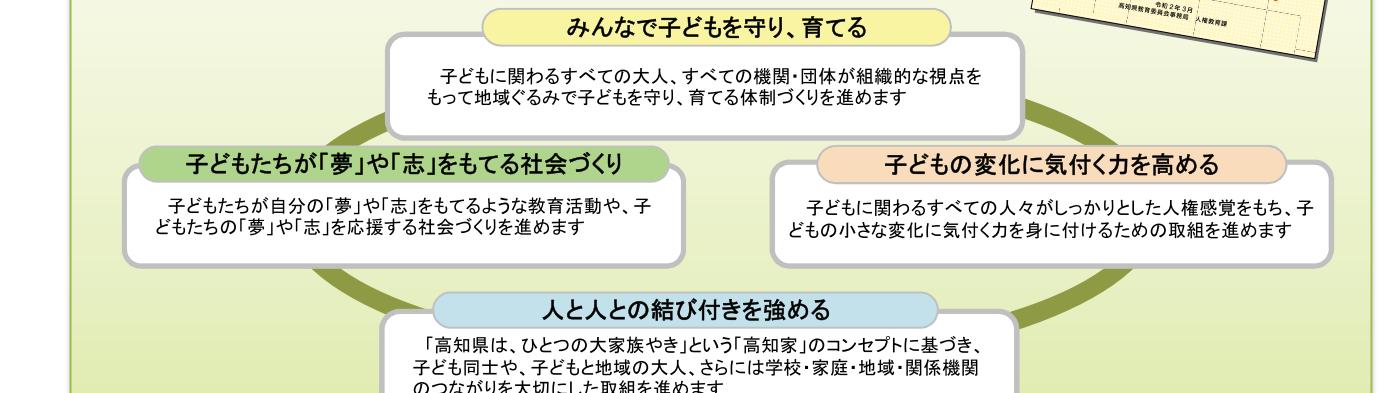
# いじめ予防等プログラム

県民総ぐるみで目指そう  
いじめのない笑顔あふれる「高知家」

概要版



★県民総ぐるみの取組に向けた4つの視点



高知県では、県民総ぐるみでいじめの防止等のための対策を推進することを基本の理念とした「高知県いじめ防止基本方針」に基づいて、「『高知家』いじめ予防等プログラム」を作成しました。これは、そのプログラムの概要です。

このプログラムを活用して、私たち大人が、いじめに対する理解を深め、すべての子どもの尊厳が守られ、安心して生活を送ることができ、笑顔あふれる「高知家」をつくっていきましょう。

いじめ予防等プログラムは、高知県教育委員会人権教育課ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/>

～高知県いじめ防止基本方針より～

【学校】いじめの防止や早期発見、早期対応の充実のために

- ◆組織的で実効的な取組を
- ◆教育活動全体を通じて、いじめの防止の多様な取組を

【保護者】子どもの居場所づくりのために

- ◆話を最後までじっくり聞き、子どもの心への寄り添いを
- ◆個性や特性を認め、自分に自信がもてるような接し方を

【地域】地域ぐるみで子どもを見守り育むために

- ◆地域の行事などを通じて、子どもたちとの関わりを
- ◆子どもの様子がおかしいなと感じたら学校等に連絡を

【プログラムの概要1】

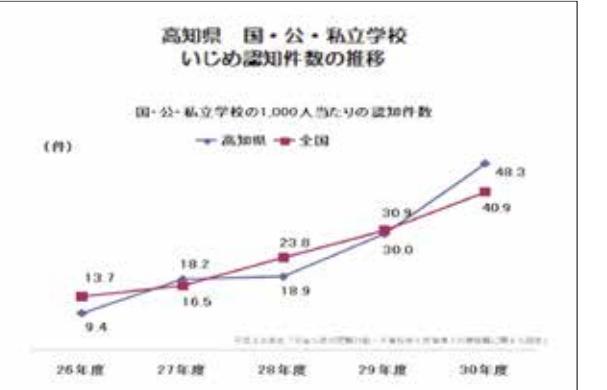
## いじめの定義やとらえ方等

いじめの定義（第1章）

平成25年度より いじめ防止対策推進法(法により定義を明確化)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

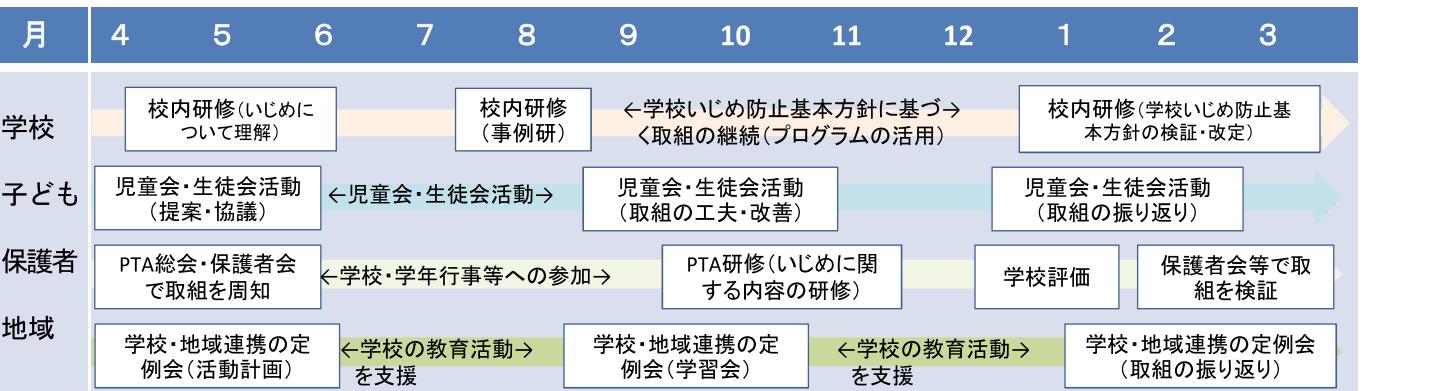
いじめの認知及びそのとらえ方（第1章）



### 「いじめはどの学校でも どの子どもにも起こりうる」ととらえることが重要です。そして、いじめに該当するかどうかを、表面的・形式的でなく、いじめられた子どもの立場に立って組織で判断することが大切です。

現在、高知県におけるいじめの認知件数は増加傾向にあります。いじめられた子どもの立場に立って軽微な段階から積極的にいじめを認知し、解消に向けた取組を進めていかなければなりません。

「学校いじめ防止基本方針」に基づいた年間計画例（第2章）



### 「高知家」いじめ予防等プログラムの活用について

・いじめの予防等の取組をより効果的に推進するために、いじめについての考え方や取組の例を掲載しています。

・県民ぐるみの取組となるように、学校の教職員だけでなく、保護者や地域の方も対象とした内容となっています。

## 【プログラムの概要2】「高知家」いじめ予防等プログラムの構成

### 第一章 いじめ問題の理解

保護者・地域・学校を対象に、いじめ問題の基本的な内容について理解できるように記載

#### 1 いじめの定義と構造

- ・法に規定された「いじめ」は、社会通念上の「いじめ」の範囲よりも広く、いじめられた子どもの立場に立つことが必要。
- ・学校は、いじめやその疑いのある事案を積極的に見つけ、解消に向けた取組を進めなければならない。
- ・いじめは五層構造で成り立っている集団の問題である。「観衆」や「傍観者」ではなく「仲裁」をしようとするが大切。いじめを見聞きしていない子どもに対しても、いじめの未然防止につながる働きかけが大事。

#### 2 高知県の現状

- ・いじめのとらえ方が変わったことで、認知件数が増加傾向。教職員のいじめ問題に対する意識の高まりが、認知件数の上昇につながっている。
- ・教職員や保護者、地域の方の中には、いじめのとらえ方について十分に理解ができていない現状もある。

#### 3 高知県いじめ防止基本方針

- ・「高知県いじめ基本方針」には、県民ぐるみでいじめ問題に取り組むことを示しており、国の法や方針にしたがって策定した。この方針をもとに市町村や学校の「いじめ防止基本方針」を作成している。など

#### 4 いじめについての具体的な取組

- ・子どもの「居場所づくり」「紡づくり」がいじめの未然防止につながる。教育活動全体を通じた人権教育の推進が必要。
- ・いじめの早期発見のために、いじめのとらえ方等について全ての教職員の共通理解が必要。
- ・早期解消のためには、特定の教員が一人で抱え込みます、組織で対応することが重要。

## 第二章 いじめ問題への 保護者・地域・教員研修プログラム

保護者・地域・学校が研修等で活用できるように研修の提示資料の概要等を記載

### 保護者用 研修プログラム

#### (1) いじめ問題に関する基本的な内容

- ・県民ぐるみの取組 「高知県いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」について
- ・家庭でできること 子どもに対し、規範意識や他者への思いやりなどを養う関わりをもつことが大切
- ・学校、家庭、地域が協力、連携することでいじめの未然防止、早期発見、解決につながる
- ・子どもの様子がおかしいな、変だな・・・と思ったら(保護者編)

### 地域用 研修プログラム

#### (1) いじめ問題に関する基本的な内容

- ・私たち大人ができるこ 一いじめのない安心した学校・地域に向けて大人ができるこ
- ・子どもたちとのコミュニケーション
- ・子どもの関わり方(ポイント)一話しやすい雰囲気づくり、子どもへの声かけの技
- ・いじめの未然防止のための取組
- ・大人と子どもが一緒に活動することがいじめの未然防止につながる
- ・子どもの様子がおかしいな、変だな・・・と思ったら(地域編)

### 教員用 研修プログラム

#### (1) いじめの定義と構造の理解—いじめの定義、積極的な認知、組織で対応

- ・いじめを早期発見するために
- ・早期発見の基本、アンケートや教育相談の活用、いじめに気付く視点
- ・組織的ないじめへの対応のあり方
- ・いじめが起きた時の対応、いじめ重大事態について
- ・いじめの未然防止→未然防止につながる授業づくりや集団づくり

#### 子どもを守り通す姿勢

- ・子どもがいつでも相談できる信頼関係づくり
- ・被害者の尊厳を守り、安心して過ごせるよう十分に配慮
- ・組織で情報共有し、一人で抱え込まない体制づくり
- ・「学校いじめ対策組織」を機能させ、指導や支援を役割分担し、組織で対応

#### 一人で抱え込まずチームで取り組む

#### 軽微ないじめも見逃さない

## 第三章 いじめ予防等の学習プログラム

学校において教員が活用することができる、子どもを対象としたいじめ予防等プログラムについて記載

### 1 いじめ理解学習

いじめに関する内容を題材にした道徳の授業  
(高校・特別支援学校はLH等で実施)

【目的】  
すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるための基盤づくり

【内容】  
・小学1年～中学3年の各学年で1つの指導案例を掲載。  
・高校はLH等で1例、特別支援学校は対象の子どもに応じて小中高等部の指導案を活用

### 2 自己肯定感の育成

鳴門教育大学の予防教育プログラム

【目的】  
すべての子どもがいじめに立ち向かおうとするための、自分への自信、他者への信頼、内からのやる気の育成を図る

【内容】  
・鳴門教育大学の予防教育プログラムの一つである「自己肯定感」の育成プログラム  
・小学校の低・中・高学年及び中学校から一学年を選択して年間4時間のプログラムを実施  
・実施する場合は、県教委人権教育課担当へ連絡

### 3 人間関係づくり

人間関係力やコミュニケーション力を高める授業

【目的】  
すべての子どもがお互いの違いを認め、支え合うために必要な人間関係力やコミュニケーション力を育成を図る

【内容】  
小学校低・中・高学年において指導案2例、中学校、高校において指導案2例、特別支援学校において指導案1例を掲載

### 2 生徒指導の三機能を働かせた教科等の授業づくり

○生徒指導の三機能を働かせた教科等の授業づくり  
・小学校3学年国語科学習指導案

○自発的・自治的態度を育む学級活動  
・小学校第6学年学級活動指導案

### 3 児童会・生徒会を通した予防的取組

○これまでの児童会・生徒会交流集会について

○児童会・生徒会が主体となったこれまでの取組

○成果・今後の方向性

○「高知家」児童生徒会援隊(実行委員会より)

○児童会・生徒会の取組例

### 4 地域との連携を通した取組

○地域と学校の効果的な連携・協働

○地域学校協働本部・コミュニティスクールについて

・仕組みや取組により期待される効果

○地域との連携を通した取組例

期待される効果

いじめについての理解を深め、いじめの防止や解決に資する道徳性が養われる

子どもの内発的やる気が上昇し、いじめに立ち向かおうとする力や自分を大切にできる力が育成される

思いやりや気遣い、感情の表し方など、対人関係の技術を学ぶことで、子ども同士の友人関係が広がる

自己指導能力を育み、いじめが生じにくい・いじめを許さない学級づくりを進めようとする

子どもがいじめをなくすために何ができるかを考え、それを実行しようとする態度が育まれる

地域と学校が連携・協働して、子どもの規範意識や自尊感情が高まる